

## 意見公募手続きの結果一覧（案）

### すずかハートフルプラン改定版（案）

#### （第6期障害福祉計画案及び第2期障害児福祉計画案）

■意見公募実施期間 令和2年12月7日（月）から令和3年1月6日（水）まで

■意見提出者 4名 ■意見件数 21件

\*提出いただいた意見は、原文のまま記載しています。

NO	ページ番号	御意見等の概要	回答	対応
1	全般	全体的に、毎回評価が必要で計画だけはいつも立派だが計画倒れになっては元も子もない。	御意見として承り、施策の推進を図ってまいります。	原案のとおり
2	全般	サービス利用状況の推移とか人数, 増えていることは図でわかります。 が具体的に鈴鹿市はどういう方法で困っていることを解消していくのかをあげていない。 「鈴鹿市」が「～を進めていきたいと思う」という文言もない。 責任を取りたくないと思わざるを得ない。 「…促進します」「図ります」「支援します」「強化します」 ↑具体的にどう方法でしていくのか？ 今までのハートフルプランと何ら変わらない。 人材育成はどうやってやってくのか？ 何も新しいことはない。	御意見として承り、施策の推進を図ってまいります。 人材育成につきましては、御意見を参考に以下の記載を67ページ(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【今後の取組】に追記します。 □障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証できるよう、市職員が三重県や専門機関が主催する研修会に積極的に参加し制度への理解を深めます。	計画に追記
3	P7 (全般)	障がいのある人が、生きていくための整備工夫, 人材育成は具体的に鈴鹿市はする気があるのか？ 気持ちが見えてこない ハートフルプランの冊子代もったいない 全体的に主語がない 鈴鹿市はどう進めますが無 美しい文にしても中身がないのでは意味がない。	御意見として承り、施策の推進を図ってまいります。 人材育成につきましては、御意見を参考に以下の記載を67ページ(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【今後の取組】に追記します。 □障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証できるよう、市職員が三重県や専門機関が主催する研修会に積極的に参加し制度への理解を深めます。	計画に追記

4	94 (*1)	推進体制→聞いたところによると障がい者団体,その他,ネットワークを図りを書いてあるが,年に数回の2時間たらずの会議のみだそうで,情報交換されているとは到底思えない。	鈴鹿市では障がい福祉施策の推進にあたり,鈴鹿市障害者施策推進協議会と鈴鹿市障害者地域自立支援協議会の2つの会議をそれぞれ年に2~3回開催し,取組状況の報告及び取組に係る意見を伺っております。 また,鈴鹿市障害者地域自立支援協議会の部会として,関係事業所等が集まり情報共有や意見交換を行う会議を定期的で開催しております。 今後も,各種会議を開催し,施策についての意見交換を行ってまいります。	原案のとおり
5	95 (*1)	計画の見直しと評価について→国や県の動向を見るだけで鈴鹿市独自の考え方が見えない。	鈴鹿市では障がい福祉施策の推進にあたり,鈴鹿市障害者施策推進協議会と鈴鹿市障害者地域自立支援協議会の2つの会議をそれぞれ年に2~3回開催し,取組状況の報告及び取組に係る意見を伺っております。 御意見として承り,施策の推進を図ってまいります。	原案のとおり
6	11 (*1)	アンケートはわずかこの人数で全部を把握できたとは思えない。 やり方が雑すぎる。 障がい者本人が筆記で書けるのか? 聞き取りできていない。 ネット社会になりつつあるし工夫が必要。	国のマニュアルに示された必要調査対象者数(768件)以上の対象者(1,000件)に実施していることから適切なアンケート調査と考えております。 今後のアンケート手法につきましては御意見を参考に検討を行ってまいります。	原案のとおり
7	11	実態把握,施策・計画策定の基礎資料とするためのアンケートとして,調査対象者数は適切であったのか? 対象者にとって非常に重要な施策・計画策定であるにもかかわらず,障害者手帳所持者全員ではなく,ごく一部のみを調査対象としたことは適切であったのか? それとも毎度,予算不足を理由とするのか?	国のマニュアルに示された必要調査対象者数(768件)以上の対象者(1,000件)に実施していることから適切なアンケート調査と考えております。	原案のとおり

(\*1)記載されたページ番号は,意見公募冊子には記載がありません。現行のハートフルプランのページ番号と思われます。

8	13	「障がいのある人が地域で社会生活を営むために必要なこと」の上位が「家族等の理解者」・「在宅の福祉サービス」・「家事等の支援者」, 「生活に困っていることや不安に思っていること」の回答が「健康や体力に自信がない」となっているが, 理解者を増やすための家族等へのアプローチや支援, 福祉サービスおよび支援者拡充, 健康維持等のために具体的な施策をしているのか?	第3期鈴鹿市障害者計画において, 啓発・広報活動の推進や保健・医療の充実に取り組んでいます。	原案のとおり
9	15	文面は「障がいに対する理解」, グラフは「障がい者に対する理解」となっており, 意味が異なる。正しいのは どちらか?	「障がい者に対する理解」が正しい表現となりますので, 文中を修正させていただきます。	修正
		「理解が進んできた」が多いと評価する文意のように思われるが, 「どちらともいえない」と「わからない」の合計の方が多く, 評価できるほど理解が進んでいるとは言いがたい。	御意見として承り, 今後の施策の参考とさせていただきます。	原案のとおり
10	17	いずれも周知度が著しく低いが, これについて評価も施策もしないのか?	障害者差別解消法, 合理的配慮, 「共生社会」という考え方の周知については, 第3期鈴鹿市障害者計画において, 啓発・広報活動の推進, 権利擁護の促進に取り組んでいます。	原案のとおり
11	18	「よろず相談」・「送迎」サービスのニーズを把握した結果として, 対応しようとは考えないのか?	66ページ(5)相談支援体制の充実・強化等【今後の取組】に追記します。 □相談支援体制の充実・強化に当たっては, 社会福祉法, 介護保険法, 子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく支援事業と連携を図ります。	計画に追記
			送迎サービスへのニーズに対しては, 第3期鈴鹿市障害者計画において, 移動支援の充実に取り組んでいます。	原案のとおり
12	19	「日常生活自立支援事業」の認知度の低さを どう捉え, 今後どう改善するのか? 認知度の低さに反して「将来, 必要があれば利用したい」との回答が多いことをかんがみれば, 周知する必要があるだろう。	「日常生活自立支援事業」の周知については, 啓発や広報活動に関することを記載した第3期鈴鹿市障害者計画に基づき, 推進に努めてまいります。	原案のとおり

13	22	「ウ」の著しく障がい者理解に乏しい現状を市はどうか捉えているのか？	障がいのある人への理解の進度を高め、正しい知識を普及し、障がいを理由とする差別を解消する必要があると考えています。	原案のとおり
		また何から改善していくのか？	第3期鈴鹿市障害者計画に基づき、障がいについての正しい知識の周知や障がいのある人や障がいへの理解促進を図ってまいります。	原案のとおり
14	23	「エ」グラフや数値が欠け、確認できない。	「エ」についてグラフは掲載しておりません。	原案のとおり
		「オ」の1項・2項への具体的対策をされたし。また、3項目のグラフがなく、確認できないが、「特性理解」・「可能性を伸ばす教育」・「就労対策」等は非常に重要であり、早急に計画・対策すべき。	「オ」の1項（「災害時の生活支援体制の確立」）、2項（「障がいの状態にあわせた働き方ができること」）、3項（「特性理解」、「可能性を伸ばす教育」、「就労対策」）については、第3期鈴鹿市障害者計画において、防犯・防災体制の整備、保育・教育の推進、就労・雇用の促進に取り組んでいます。	原案のとおり
15	24	「イ」の1項で割合の高い「利用者増加」に触れず減少数のみを文中に示したのはなぜか？	利用者数の増減予測において、減少を予測する事業所が少ないことを示しています。	原案のとおり
		2項で「日中活動」・「相談支援」の増加予測も無視すべきではない。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。	原案のとおり
		「ウ」の文中でも数値の低い減少予測ポイントのみを示しているのにはどんな意図があるのか？	事業所としてのサービス提供状況の増減予測において、減少を予測する事業所が少ないことを示しています。	原案のとおり
16	62, 63	[課題]の「重度障がい者受入事業所及びグループホームの不足」に対し、63 ページ[今後の取組]は具体策・実効性に欠け、改善見込みが乏しいため、更に対策を構築すべき。 この取組で課題に対応できると真に考えているのか？	事業所の不足の解消の取組を引き続き行うとともに、不足を補完する取組を行っていきます。 また、令和3年度に実施予定の、障害福祉サービス等報酬改定において、共同生活援助（グループホーム）における重度化等への対応として、重度障害者支援加算の対象者の拡充等が行われるため、関連施策により、課題の解消を図ってまいります。	原案のとおり

17	63	現況の連携支援は不十分と認識しているが、実際にどの程度の連携支援ができてきているのか？ (2)の[成果目標]の協議、情報共有の継続だけで[国指針]の「連携支援体制強化」ができるのか？	関連機関による協議の場を通じ、連携した支援体制が構築され、継続することにより支援体制が強化されると考えております。	原案のとおり
		[成果目標]=目標たるものが既存の継続運営でいいのか？	国指針において、協議の場を設定することとされていますので継続運営を成果目標としています。	原案のとおり
		ここでの「地域の理解」とは、誰を指すのか？	精神障がい者が地域における生活を行う時に関係する人を指します。	原案のとおり
		[課題]の社会資源の確保、地域理解に対し[取組]が年3回の協議、情報共有の場でのスキルアップ研修等では、人材が増えず地域に密着しているとも思えず、かんばしい成果が見込めない。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。	原案のとおり
18	66, 67	[成果目標]1項目に「障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス提供の検証」とあるのに、[取組]は過誤請求削減のみとは、どういうことか？	御意見を参考に以下の記載を67ページ(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【今後の取組】に追記します。 <input type="checkbox"/> 障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証できるよう、市職員が三重県や専門機関が主催する研修会に積極的に参加し制度への理解を深めます。	計画に追記
19	68, 69	[現状]のニーズの高まり、サービス提供の不足に対し、69ページの[今後の方向性]の働きかけと情報収集で改善できると考えているのか？ 目処があるのか？	事業所の不足の解消の取組を引き続き行うとともに、不足を補完する取組を行っていきます。 また、令和3年度に実施予定の、障害福祉サービス等報酬改定において、訪問系サービスにおける利用者のニーズへのきめ細やかな対応が行われるため、関連施策により、課題の解消を図ってまいります。	原案のとおり

20	72, 73	生活介護等は非常に不足している現状を明記した上で、この [今後の方向性]が有効だと言えるのか？	事業所の不足の解消の取組を引き続き行うとともに、不足を補完 する取組を行っていきます。 また、令和3年度に実施予定の、障害福祉サービス等報酬改定 において、生活介護等における重度障がい者への支援評価の見 直しが行われるため、関連施策により、課題の解消を図ってまい ります。	原案のとおり
		全く具体性に欠けるが、実働する策はやる気すらないのでしょ うか？	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。	原案のとおり
21	75	いずれも利用状況を元にした算出であるが、そもそもサービス の不足によりニーズに添えてなく、潜在ニーズがあることを考 えるべき。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。	原案のとおり